**[成年後見制度の概要]**

成人に対する後見制度には、民法で定められた制度である「法定後見制度」と、当事者による契約で効力が発生する「任意後見制度」とがあります。

法定後見制度には、ご本人の判断の段階に応じて、成年後見、保佐、補助の３類型が用意されています。

一番重いのが成年後見で、ご本人には法律上の行為（売買、贈与、遺産分割など）をする権限がなく、代理人である成年後見人がご本人に代わってその行為を行います。

たとえば介護の必要があって介護施設に入るための入居契約を結ぶとか、必要のなくなった自宅を売却するとか、いわゆる契約という行為ができないので、成年後見人が代理して行うことになります。

これより軽いのが保佐で、ご本人には法律上の行為をする権限はありますが、保佐人の同意が必要です。つまりご本人単独では重要な契約ができない、ということです。

また、ご本人の承諾があれば保佐人に代理権が与えられることがあります。

一番軽いのが補助で、法律上の行為は原則としてご本人が行うことができますが、ご本人の望まれる範囲で、補助人に同意権や代理権が与えられます。

まだだいたいの事は自分で判断できそうだけれど、非常に重要な財産を処分するのは怖いので、専門家の同意が欲しいとか、代理して欲しいとかいう場合の制度です。

後見類型と能力の程度のイメージは、別紙01の通りです。

最高裁の紹介事例をご参照ください。

任意後見制度というのは、まだ判断能力のしっかりしている段階で、自分で後見人を選んでおき、「もしも将来判断能力が衰えたら、これこれこういう権限を与えるからよろしく」と決めておくことです。契約によりますので、権限の範囲は自由に設定できます。

判断能力が衰えたかどうかは、医師の診断に基づいて裁判所が審判で決定し、任意後見監督人が選任されることになります。

いずれにしても、成年後見制度というのは、ハンディキャップを持たれた方でも、その能力を誰かが補完し、ハンディキャップのない方と同等に、自分らしい生活を送っていただけるようにするための手段です。

ご本人の置かれた状況により、能力をどの程度補完する必要があるのか、誰が補完するのが適当なのか、個々に違ってきますので、きめ細かな対応が求められます。

｛手続の内容｝

手続としては、ご本人にはこれこれこういう支援が必要だと思うから、それにふさわしい審判を下してくださいと家庭裁判所に申し立てて審判を得ることです。

口で言ってしまえば単にそれだけなのですが、一般の方には裁判所などはなじみがありませんし、別紙02提出書類一覧を見ただけでしり込みしてしまいます。

面倒だから弁護士や司法書士の専門家に丸投げしちゃおう、という方も結構います。

となれば、当然ながら１０万円そこらの報酬支払の必要が出てきます。

裁判所の方も、できるだけそうならないように、ウェブサイトで申立書類セットを公開していますし、手引書も用意しています。

[00\_申立書セット内容（3.4） (courts.go.jp)](https://www.courts.go.jp/chiba/vc-files/chiba/000moushitatesetto.pdf)

[01 手引　表紙（R3.4） (courts.go.jp)](https://www.courts.go.jp/chiba/vc-files/chiba/000kouken_tebiki.pdf)

ただし、資料が膨大なので、なかなか読み込みに苦労なされると思います。

そこで、手引きに沿って、概略の説明をしていきます。

1. 申立をする前に知っておくべきこと
	1. 家庭裁判所の審判があるということは、必ずしも申し立てた通りに審判が下るとは限らない、ということです。

たとえば、親族が後見人になるつもりで申し立てたとしても、家庭裁判所で専門家の方がふさわしいと判断されると、専門家が選任されることがあります、。

また、身上監護尾は親族後見人、財産管理は専門家後見人というように、権原が分かれることもあります。専門家後見人には本人負担で報酬が支払われます。

（２）申し立てた後は、家庭裁判所の許可がなければ取り下げられません。

　申立の段階まで来て家庭裁判所が受理した、ということは、ご本人には何らかの支援が必要である、ということを意味しています。そうすると、家庭裁判所としても何もせずにそのまま放っておくわけにはいかないので、形はどうあれ何らかの支援手段を講ずることが求められます。

　申立人が自分で後見人になるつもりで申し立てたがどうも認めてもらえそうもない、だから申立を取り下げたいというようなことは許されません。

（３）申立費用は申立人の負担になります。

　裁判所に支払う申立費用は別紙のとおり１万円以内で済みます。

　場合によっては医師の鑑定料等の支払い義務が発生することがあります。

（４）申立の動機となった法律行為が完了しても、後見は継続します。

　たとえば、遺産分割協議のために必要だから、というような事情で後見人を立てた場合、遺産分割協議が終わったらもう後見は必要ない、というように誤解しておられるケースがたまにありますが、いったん始まった後見はご本人が回復して後見が必要なくなるか、亡くなるまでは継続されます。

1. 後見人は、ご本人の財産をご本人の利益のためにしか使えません。

　後見人は法律行為（契約など）をする代理権を持つので、ついついルーズになりがちですが、ご本人の財産はご本人のためにしか使えません。たとえば、施設に入所していて自宅に戻る可能性がない場合に、自宅のリフォーム資金を出せるかというと、なかなか難しいということになります。

1. 申し立てた後、審判が下されるまでに、裁判所の面談があります。

　家庭裁判所として、誤った判断をしないために、申立書や申立事情説明書の内容を確認する必要から、申立人、ご本人、後見人候補者などとの面談調査が実施されます。後見人候補者との面談では、能力的に大丈夫かとともに、候補者個人のためにご本人の財産が流用される恐れがないかの点を含めて審査されます。

1. 申し立てる裁判所はご本人の住民票上の住所か、実際の居住場所（施設など）を管轄する裁判所のどちらかです。

　申立の動機としては、自宅不動産の売却などが多いので、不動産所在地である住民票の住所を管轄する裁判所に申し立てられるケースが多いようです。

1. 申立の準備に約１カ月、申し立ててから審判が確定して実際に後見事務が開始できるまで約２か月くらいかかります。

何かの契約をしようとして契約相手から後見申立を勧められたような場合には、

　　それなりの時間がかかってしまうことを説明しておく必要があります。

　　申立を勧められたからはいそうですか、と右から左に動かせるようなものではな

いことの認識が必要です。

以上のように、後見開始の申立や審判というのは、本当はご本人の支援のための手続なのでもっと簡単に進められた方がいいのですが、

一方でご本人の権利や利益を侵害してしまうおそれのある手続きなので、厳格に定められている部分もあります。

その趣旨を理解して進めることが重要です。

1. 申立の準備

　実はこの段階が一番大変です。もともと何か申立をしなければならない事情（申立動機）があって、申立の検討を始めるわけですが、さあ始めようと思っても客観的な事情がはっきりしないと申立自体ができません。

　ここをクリアにするための準備が必要です。

1. 本人情報シートの作成依頼(別紙03)

　ご本人の生活状況をいつも観察しているケア・マネージャー、ケースワーカーさんと相談して、本人情報シートを作成してもらいます。

　むろん、自宅療養中で介護されている親族が申し立てる場合にはご自分で申立事情説明書に記載すればよいのですが、施設入所中とか訪問介護を受けているような場合には、客観的な資料として作成を依頼します。

記載綱目は

* 1. 本人の生活場所（施設・病院か自宅か）
	2. 福祉関係の認定の有無（介護認定、障害支援など）
	3. 本人の日常生活・社会生活の状況（どこまで一人でできるか）
	4. 本人にとって重要な意思決定の課題
	5. 申立に関する本人の認識
	6. 本人にとって望ましい対応策

となっています。特に③の本人の生活状況が重要で、④の意思決定の課題があるのに自分ではできないのか、あるいは誰かの支援があれば自分でもできそうなのか、という点が重要な分岐点になります。最高裁判所から作成の手引きが提示されています。

[202110shindansyotebiki\_2.pdf (courts.go.jp)](https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/202110shindansyotebiki_2.pdf)

（２）医師の診断書の作成依頼（別紙04）

　本人情報シートを受領したら、医師に診断書の作成を依頼します。

　それなりに症状の進行度合いを観察頂いているかかりつけの医師が望ましいです。

　なお、自宅療養中のように、本人情報シートがない場合でも、医師の診断書は依頼できます。かかりつけ医師でない場合、１カ月以上の時間がかかります。

記載綱目は

1. ご本人の氏名・住所
2. 医学的診断結果（長谷川式等の検査結果を含む）
3. 判断能力についての意見（後見類型の判断根拠になります）
4. 判定の根拠（見当識、他人との意思疎通の程度など）

となっています。最高裁判所から記載例が提示されています。

[202110shindansyotebiki\_1.pdf (courts.go.jp)](https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/202110shindansyotebiki_1.pdf)

裁判所としては、医師の診断書をベースとして後見類型を判断しますし、本人情報シート記載内容も支援内容の判断材料になります。費用は５千円～１万円です。

（３）戸籍謄本や住民票の収集

　医師などに診断書等の作成を依頼している間に、申立人として準備できることとしては戸籍謄本や住民票の収集があります。

1. ご本人の必要書類

裁判所への提出書類として、ご本人の戸籍謄本と住民票を収集します。

役所で交付を受けますが、郵送で取り寄せることもできます。

役所のホームページをご確認ください。

1. 申立人の必要書類

ご本人との親族関係を明らかにするために、申立人の戸籍謄本が必要です。

これには、裁判所に提出するものと、次の「登記されていないことの証明書」

取得のために法務局に提出するものの２通が必要です。

1. 後見人候補者の必要書類

後見人候補者がご本人の近辺に居住していることを明らかにするために住民票が必要です。

　なお、これらの書類のうち裁判所提出分は、親族で同じ戸籍にいる（夫婦や親子等）の場合は、兼ねることが可能です。

（４）登記されていないことの証明書の取得（別紙05）

　もう一つ、一般の方になじみのない書類が、「登記されていないことの証明書」です。

　これは、ご本人が初めて後見開始の審判を受ける方であることを確認し、二重に後見

関係の審判が下されないようにするための証明書です。

　東京法務局の後見係に郵送で交付請求するか、千葉地方法務局の本局に出向いて

交付を受けます。この証明書は、裁判所が法務局に確認すれば済むことを申立人に取得させている点で、申し立て手続きを煩雑にさせている面があると思われますが、現行は必須提出書類となっているので、早めの取得が必要です。

さきほど記載したように、親族から交付請求する場合には親族関係を証明するための戸籍謄本の提出が必要です。

また、手数料として収入印紙３００円が必要です。

　請求書記載上の注意点は、請求書に記載されていますので、よく読んで記載してく

ださい。

なお、郵送請求する場合は、返信用封筒と請求者の本人確認書類を同封する必要が

　ありますのでご注意ください。

（５）医師の診断書の確認

　医師から診断書の交付を受けたら、「判断能力についての意見」を参考としてどういう申立を行うかを判断します。

　支援を受ければ重要な判断ができそうなら補助・保佐を、支援を受けても重要な判断が出来そうもなければ、後見を申し立てることになります。

（６）申立書の記載（別紙06）

　記載しやすくチェックボックス方式になっているので、該当する項目をチェックしていきます。申立日の記入や収入印紙を貼るのは最後にします。

　申立人を記入して押印しますが実印でなくても構いません。

　保佐や補助の場合には、付随して求める審判にチェックを入れます。

　申立の理由欄は医師の診断書から診断名を転記します。

　申立の動機欄は、申立動機は複数あって構いません。

　申立の動機について、具体的に記載します。要は、この申立によって何を解決したいのか、裁判所に訴求する記載をします。

　P３では、成年後見人等の候補者について、その情報を記載します。家庭裁判所に任せるのか、申立人がなりたいのか、あるいは第三者を推薦したいのか、の区別です。

第三者を推薦する場合にはその情報を記載します。

　家庭裁判所に人戦を任せない場合には、別途「成年後見員候補者事情説明書」の作成が必要になります。

　最後に、添付する書類についてチェックボックスにチェックを入れます。

（７）申立事情説明書の記載（別紙07）

　[本人の状況について]欄

1. 本人の生活場所、２．本人の略歴、３．本人の病歴、４．福祉認定の有無

についてわかる範囲で記載します。

５．本人の日常・社会生活状況については、本人情報シートが作成されていれば、

その旨をチェックします。自宅療養等で本人情報シートがない場合には、本人の状態

についてわかる範囲で記載します。

 [申立の事情について]

1. ２．についてチェックボックスにチェックを入れます。

３．本人の推定相続人を記載します。

　　　推定相続人・・・配偶者がいれば必ず該当します。子がいれば必ず該当します。

　　　子がいない場合、親御さんがいれば該当します。

子も親御さんもなく兄弟姉妹がいれば該当します。

兄弟姉妹が先に亡くなっていれば、甥姪が該当します。

　　推定相続人のうち、今回申立に反対か不明の方がいれば、裁判所からの照会のため

　　にその情報を記載します。

４．申立てについて公的機関に相談していれば記載します。

５．成年後見人候補者について希望があれば推薦理由を記載します。

　　　家庭裁判所に委ねる場合も理由を明記します。

６．７　ご本人との面談可否やの注意事項があれば記載します。。

（８）親族関係図の作成（別紙08）

　申立人、成年後見人等候補者が親族である場合、必ず記載します。

　親族関係の中で、申立人や候補者がどのような位置を占めているかを示します。

　また、申立事情説明書に記載した推定相続人について記載します。

　兄弟姉妹や甥姪で生年月日が正確にわからなければわかる範囲で構いません。

（９）親族に意見書を書いて貰います。（別紙09）

　推定相続人の中であらかじめ話ができている親族があれば、意見書を書いて貰います。

　家庭裁判所の判断にゆだねるとか、賛成であるとの意見書がもらえていれば、裁判所からあらためて親族の意向を確認する手間が減りますので、審判が下りるまでの期間の短縮ができます。

（１０）後見人候補者等事情説明書の記載（別紙10）

　後見人候補者等を希望する場合、候補者本人に書いて貰います。

　裁判所としては、財務管理能力はもちろんですが、何よりもご本人の利益を最優先に後見事務を遂行できるか、を判断する資料となります。

特に、現在の生活状況、健康状態、経歴などは、裁判所から見て成年後見人等の職

責にふさわしいか、正当な後見業務が可能かの判断材料になります。

　ご本人との金銭貸借、担保提供、保証などの経済的関係があれば、利害関係人と

なりますので、後見監督人の要否の判断材料になります。

　財産管理・身上監護の方針については、成年後見人候補者としてどのような方針で臨もうとしているか、具体的に記載します。

　７．８については、職責についての認識を確認するための項目です。

（１１）財産目録を作成する。（別紙11）

　　　申立人の財産管理能力を示す資料なので、根拠となる預貯金通帳や保険証券の

コピー、不動産の登記事項証明書を参考に、正確に作成します。添付する資料には、

目録との関連が分かるように符号を付けます。

（１２）収支予定表を作成する。（別紙12）

　　ご本人の定期的な収支について、月額ベースで記載します。

　　２か月に１回の年金や年１回の保険料などは、年額を１２で割って算出します。

　　これらの収支について、預貯金口座への自動振り込み、自動振替となっている場合

は、財産目録の預貯金口座との関連付けを行います。介護保険料や医療保険料のよう

に年金から特別徴収されているものは、その旨記載します。

　定期収入、定期支出の合計を月額及び年額ベースで算出し、収支を計算します。

1. 申立て

提出書類が全部そろっていることを確認し、申立を行います。

申立は、郵送でも可能です。

資料が多い事、重要書類であることから、追跡の可能なレターパックでの郵送が望ましいでしょう。

1. 申立てから後見開始まで

申立に慣れている自治体からの申立で専門家後見人の場合でも、申立から審判の確定までには１カ月程度はかかります。

一般の方が申し立てた場合、申立人や後見人候補者の面談、推定相続人の意見聴取などで時間が取られるので、２～３カ月はかかると見た方がいいでしょう。

審判が下りて、２週間経過するまでは審判は確定しません。この間は、利害関係人からの不服申し立てがあり得るので、経過するまで待つ必要があります。

審判が確定すると、裁判所から法務局に対して成年後見登記の嘱託がなされます。

この登記にも２週間程度かかるので、登記事項証明書が取得できるのは審判から1カ月程度経過した頃になります。

ご本人の預貯金を後見人の名義に切り替えるには、登記事項証明書を取得する必要があるので、実際に後見事務が開始できるのは登記事項証明書を取得した後になります。

｛申立てに関する費用｝

* 1. 裁判所に支払う費用は、別紙02の通りです、印紙と切手で支払います。
	2. 戸籍や住民票を取得するために、役所に手数料を支払います。
	3. 「登記されていないことの証明書」取得のために、法務局に手数料を支払います。
	4. 医師の診断書に５千円～１万円、場合によっては鑑定料が必要になります。
	5. 財産に不動産が含まれる場合、登記事項証明書・固定資産税評価証明書の取得費用がかかることがあります。

｛報酬について｝

親族後見人の場合は、原則として後見人報酬は付されませんが、専門家が後見人

になったり、後見監督人になったりすると、ご本人の財産から後見人等への報酬が支

払われることになります。

報酬の額は、ご本人の財産額と後見人の行った後見事務の内容によって異なり、

裁判所が個別に審判で決定します。

なお、生活保護受給者の方や、公的助成がなければ後見人報酬が支払えない方の

　場合は、各市町村で助成金制度が準備されており、在宅の場合は月額２８０００円、

　施設入所の場合は月額１８０００円を限度に補助があります。

　　　なので、最低でもその程度の報酬を支払う必要があることになります。

{別紙｝

1. 後見類型と能力の程度
2. 提出書類一覧・申立費用
3. 本人情報シート
4. 診断書
5. 登記されていないことの証明書
6. 申立書
7. 申立事情説明書
8. 親族関係図
9. 親族の意見書
10. 後見人候補者事情説明書
11. 財産目録
12. 収支予定表